

# 使用済み電気電子機器の越境移動政策に関する一考察

遠藤 峻

キーワード： 使用済み電気電子機器、バーゼル条約、拡大生産者責任、  
家電リサイクル法、資源有効利用促進法

## 1. 背景

中国やインド等の途上国で、日本や米国から輸出されたテレビやパソコンなどの使用済み電気電子機器(e-waste)が不適正な形でリサイクルや処分され、公害問題を起していることが2000年以降からNGOによって問題提起されている。これらの使用済み電気電子機器の越境移動は、リサイクル目的であれば有害廃棄物の越境移動を規制するバーゼル条約の規制対象に、リユース目的であれば、規制対象外になる。ただ実際には両者を明確に区分することは困難であり、リサイクル目的であるのに、リユース目的であると偽装する事例が存在する。また、たとえリユースを目的としていても、潜在的有害廃棄物であるという意味においては、途上国において廃棄される段階で、汚染を拡散させる危険性がある。

## 2. 研究の目的

汚染型リサイクルが行われている使用済み電気電子機器の、製品連鎖の第一消費段階(中古品を第二消費段階とした場合)は先進国にある。本研究では、使用済み電気電子機器の越境する製品連鎖をどのように制御するかについて、先進国がどこまで責任を有するかを明らかにした上で、どのようにその責任を果たすことができるかを、日本の国内制度を再検討する。

## 3. 使用済み電気電子機器の越境移動政策の段階的整備

使用済み電気電子機器の輸出先である途上国において、適正な処理がなされるには、政策の整備が必要である。国際的政策(海外から輸入されるものに関する政策)については、バーゼル条約の批准とそれともなう国内法の整備が必要である。国内的政策(国内での生産・消費・再生・廃棄に関する政策)については、廃棄物政策において、排出者責任、適正処理責任の担保が、EPR政策において拡大生産者責任の担保が必要となり、製造段階において製品中有害物質の低減がなされることも必要とされる。また環境基準・排出基準の整備も基本的な政策として必要とされる。さらには、すべての政策に関して、それを執行する能力の整備が求められる。

政策の優先順位や合意形成などの問題から、全ての政策がすぐに整備されることは困難であり、現実的には段階的な整備が不可避である。

## 4. EPR政策と越境移動の連動

政策が段階的に整備されるまでの間に、汚染の拡大を防止するためには、先進国からの輸出の総量を減らすことが方策として考えられる。例えば、OECD諸国においては、生産者の責任を製品の廃棄段階まで拡大する拡大生産者責任(EPR)が導入されている。日本では家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)について家電リサイクル法で、パソコンについて資源有効利用促進法で生産者の責任によるリサイクル制度が構築されている。特に家電リサイクル法については、施行から5年が経過した2006年に政府審議会において見直しが始まっている。ただ、政府調査を通して234万台~735万台(年間総排出量の10%~32%)の家電が海外へ輸出されていることが推計されるなど、制度実施後の輸出増加が指摘されている。原因としてリサイクル料金の支払い時期が、製品の排出時であることが考えられる。このため、リサイクル料金支払いを製品販売時に変更するなど、国内制度と越境移動との「連動」に着目し、越境移動する静脈連鎖の上流である先進国での国内制度の改革が求められる。